

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から32年3月1日まで

平成6年に国民年金受給の手続をしたとき、A社に勤務した期間について脱退手当金が支給されていることを聞いた。

脱退手当金の請求や受取の記憶は無いので、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険に係る被保険者台帳及び被保険者台帳記号番号払出簿に性別は、いずれも男性と記録されており、申立人の年金記録の記録管理が適正に行われていたとは認め難い上、仮に被保険者台帳に基づき脱退手当金を算定した場合、支給決定が行われた当時の制度では男性であれば受給権が発生しないことから、適正な事務処理が行われたとは言い難い。

また、申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の資格喪失日前後に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性7名のうち、支給記録がある者は1名であることから、同事業所が慣例的に代理請求を行っていたとは考え難い。

さらに、申立人は、A社退職後の昭和32年5月1日に婚姻し、改姓しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、被保険者台帳記号番号払出簿及び被保険者台帳では氏名変更処理が行われておらず、32年10月22日に支給決定されている申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から49年9月まで  
昭和45年10月、実家である勤務先の会社の都合で厚生年金保険の加入が打ち切られた際、夫が国民年金の任意加入手続を行ってくれており、国民年金保険料は、自治会の集金係が集金に来ており、申立期間が未加入とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A町の国民年金被保険者名簿（電算記録）により、申立人は、厚生年金保険への加入に伴い、昭和44年2月1日に国民年金被保険者資格をいったん喪失後、申立期間後の49年10月11日まで未加入となっていることが確認できる上、このことは、申立人が所持する国民年金手帳の記録とも符合し、申立期間について、申立人が国民年金に任意で再加入していることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間について、申立人の任意加入手続を行ったとするその夫は、申立人の任意加入の手続を行ったと主張するのみで、具体的な記憶は無い上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

昭和 35 年 12 月に結婚し、最初は妻だけが国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、数か月して、自分も国民年金の加入手続きを行わなければならないと思い、妻に依頼して、市役所で国民年金の加入手続きを行っている。それ以降、3 か月ごとに妻が集金人に夫婦二人分の保険料を支払ってくれており、申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 35 年 12 月に結婚し、最初は妻だけが国民年金保険料を納付していたが、数か月して、自分も国民年金に加入した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、41 年 12 月ごろに A 市において国民年金の加入手続きを行っていることが確認できる上、A 市の国民年金被保険者名簿（電算記録）及び申立人が所持する国民年金手帳（41 年 12 月 6 日発行）により、国民年金制度が発足した 36 年 4 月にさかのぼって、国民年金被保険者資格を強制で新規に取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「3 か月ごとに妻が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を支払ってくれた。」と主張しているところ、申立人の妻については、国民年金手帳（昭和 41 年 4 月 1 日発行）の国民年金印紙検認記録欄により、昭和 41 年度から 46 年度までの 6 年間において、3 か月ごとに保険料を納付していることが確認できるが、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄においては、41 年 4 月から同年 12 月までの保険料を同年 12 月 1 日に一括納付し、その後は、夫婦一緒に同一日に 3 か月ごとに保険料を納

付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年2月まで

申立期間当時、国民年金は任意であったが、夫が会社の同僚から加入すれば有利だと言われたのを契機に昭和48年1月か2月ごろ、A区B支所で国民年金の加入手続を行い、48年1月及び2月の国民年金保険料を支払った。その1週間後、B支所から電話があり、国民年金の受給権が25年であり、47年12月分の保険料を納付するとちょうど満25年になるため、納めた方が良く、30歳代の女性の年金担当者が親切に説明してくれたので、夫婦二人で支所に行き、47年12月分も支払ったため、申立期間について未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年1月か2月ごろに国民年金の加入手続を行い、同年1月及び2月分の国民年金保険料を納付し、その1週間後に47年12月分の保険料を納付した。」と主張しているが、申立人の所持している黄土色調の国民年金手帳(48年5月10日発行)及び社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿(オンライン記録)により、48年3月29日に国民年金被保険者資格を任意で取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けて任意加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金任意加入者の国民年金保険料は、制度上、届出手続が行われた月からとなり、申立期間について、保険料をさかのぼって納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 8 月まで

昭和 36 年ごろに、地区の町会役員に勧められ、専業主婦ではあったが、国民年金に加入手続を行った記憶がある。最初のころは国民年金保険料を町会役員に納め、その後、市役所へ納めたと思う。保険料は、付加保険料と一緒に納付していたのに、申立期間が未加入とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿（電算記録）により、申立人は、昭和 43 年 11 月 9 日に国民年金被保険者資格を任意で取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が任意で払い出されていることをうがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金付加保険料の納付を開始したのは、A市の電算記録及び社会保険事務所の特殊台帳において、昭和 49 年 10 月からであることが確認できる上、国民年金付加保険料の制度が導入されたのは、45 年 10 月からであり、申立期間については、制度上、付加保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から9年5月までの期間及び9年9月から10年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から9年5月まで  
② 平成9年9月から10年2月まで

申立期間①については、毎年5月又は6月ごろにA市役所で国民年金保険料の免除申請を行っており、申立期間②については、同市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際に一緒に免除申請を行った。

免除申請後に免除申請承認の通知を受けたことを覚えているにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年11月にA市に転入後、平成5年度以降の国民年金保険料の免除を申請してきたと主張しているが、同市の免除申請受付簿（電算記録）に申立人の名前は無い上、両申立期間をすべて納付免除とするためには6回の申請手続が必要であるが、これだけの回数の手続処理を行政が毎年続けて誤ったとは考え難い。

また、申立人は、「A市に居住していた間、継続的に相談に乗ってもらっていた市職員がおり、その職員を通じて国民年金保険料の免除申請を行った。」としているが、申立人は当該職員の名前を記憶しておらず、当該職員を確認することができないことから、申立期間当時の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの期間、61年4月から62年3月までの期間、63年4月から平成元年6月までの期間及び2年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から57年3月まで  
② 昭和61年4月から62年3月まで  
③ 昭和63年4月から平成元年6月まで  
④ 平成2年4月から4年3月まで

私は、将来のことを考え、昭和56年4月から国民年金に任意加入し、飲食店で働いて得た自分の収入で、国民年金保険料をきちんと納めていた。

また、昭和61年4月からは、国民年金に強制加入となったが、引き続き飲食店で働いており収入があったので、国民年金保険料は市役所から送られてきた納付書で、毎月、近所の郵便局か農協などで納めていた。途中、交通事故で短期間入院し、納付が遅れることもあったが、A市役所から催告状や集金の人 came たので、後からでも必ず納めるようにしていた。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「飲食店に勤めて給料をもらっていたので、国民年金保険料はきちんと納めていた。」と主張しているところ、昭和56年4月から国民年金に任意加入し、同年4月から同年9月までの保険料を納付していることから、納付意欲は認められるものの、57年4月から、61年4月1日に強制加入者として被保険者資格を再取得するまでの期間は、国民年金に任意加入していないこと、また、申立期間②と③の間の期間及び申立期間③と④の間の期間は、当時、保険料が納付免除になっていたことを踏まえ、各申立期間において、保険料を納付できる状況になかったと考えら

れる。

さらに、申立人は、「国民年金保険料は、きちんと納付していた。」と主張するのみで、納付方法や納付場所についての記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

申立期間当時の国民年金保険料については、隣組の集金人から印紙を購入し、国民年金手帳に貼っていた記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳（昭和 36 年 4 月 1 日発行）により、申立人が 35 年 10 月 1 日に国民年金の被保険者資格を旧姓で取得していることが確認でき、このことは、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）の記録とも符合する上、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は A 村において払い出されたことが確認でき、このことは、上記国民年金手帳及び特殊台帳の住所の記録とも符合する。

しかし、A 村に申立人の国民年金被保険者名簿が保管されていないため、同村での国民年金保険料の納付状況は確認できないが、申立人が昭和 36 年 4 月 13 日に結婚に伴い転入した B 市の国民年金納付記録（電算記録）では、申立期間は未納となっており、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）の記録とも符合している。

また、申立人は、昭和 36 年 4 月 13 日に結婚に伴い B 市に転居したが、申立人が所持する国民年金手帳（36 年 4 月 1 日発行）において、A 村から B 市への住所変更は、41 年 5 月 12 日に行われたことが確認できることから、申立人は、B 市に転入後、41 年 5 月に至るまで、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認できる。

さらに、B 市では申立期間当時、国民年金手帳を市で預かり、国民年金保険料が納付された場合、市において同手帳の国民年金印紙検認記録欄に押印

していたことが確認できるところ、申立人が所持する国民年金手帳の同欄には、昭和 41 年度からは押印があるものの、申立期間については押印が無い。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から平成11年10月まで

昭和62年から平成11年までの間、①毎年11月から4月まではA社のBホテル従業員食堂で勤務し、②5月から10月まではC社の宿泊施設スポーツハイムで、清掃作業等に従事した。その間、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社のBホテル支配人及びC社の社長は、「当時、申立人が期間従業員として勤務していたが、社会保険に加入させる取扱いはしていなかった。」と回答している上、申立人が、雇用保険に加入していないことも確認済みである。

また、申立人と同時期にC社に勤め始め、給与計算を一時担当したことのある元同僚は、「期間従業員については、社会保険料の計算は無かったと記憶している。自分も平成元年の雇用契約変更後厚生年金保険に加入したが、それまでは期間従業員であったことから国民年金に加入していた。」と証言し、他の元同僚も「期間従業員は加入していなかった。」と証言している上、申立人は、D町の国民年金被保険者名簿（紙台帳）及び社会保険庁のオンライン記録により昭和54年10月から60歳になる平成2年1月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

さらに、申立人は、D町の国民健康保険被保険者台帳により、昭和55年7月1日から申立期間を含む平成20年4月1日までの期間、国民健康保険に加入していたことが確認できる上、C社の健康保険組合の記録には、申立期間における申立人の健康保険被保険者の記録が無いことを確認済みである。

加えて、申立期間においては、厚生年金保険法に基づき被保険者として厚生年金保険料を納付しなければならないのは65歳までであり、申立期間のうち平成7年2月から11年10月の間においても保険料を給与から控除されていたとは考え難い上、このほか、申立期間について申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 26 日から同年 8 月 12 日まで

A社に、平成 5 年 9 月 3 日から退職する 6 年 11 月 5 日まで、継続して勤務していた。経理事務を担当し、社会保険や雇用保険関係の書類も作成したので、厚生年金保険の被保険者期間が 3 か月間欠落していることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成 5 年 9 月 3 日から 6 年 11 月 5 日まで継続して勤務したと主張しているが、雇用保険の被保険者台帳により、申立人は、当該事業所を 6 年 5 月 25 日に自己都合により離職し、同年 6 月 7 日に離職票の交付を受け、その後、同年 8 月 12 日に再度当該事業所に就職したが同年 11 月 5 日に会社都合により再離職したことが確認でき、このことは、申立人に係る社会保険庁の厚生年金保険被保険者加入のオンライン記録と符合している。

また、雇用保険の支給台帳により、申立人は、平成 6 年 6 月 8 日に公共職業安定所から失業等給付における受給資格の決定を受け、当該事業所を再離職した後の 7 年 2 月 6 日に他の会社に就職した際、同決定に基づき、再就職手当金の支給を受けていることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から同年12月25日まで  
② 昭和20年5月8日から同年12月25日まで  
③ 昭和21年2月8日から23年11月30日まで  
④ 昭和24年1月23日から25年6月30日まで  
⑤ 昭和25年9月1日から26年10月31日まで  
⑥ 昭和27年1月16日から39年7月19日まで

平成19年7月に社会保険事務所に期間照会をした結果、新たに判明した記録のうち、A社B工場の加入期間以外のC社D工場（申立期間①から⑤）及びE社F工場（申立期間⑥）の加入期間については、脱退手当金が支給済みとなっているとの回答を聞き大変驚いた。

脱退手当金は受け取っていないので、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたE社F工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の被保険者資格喪失日前後に資格を喪失し受給要件を満たしている女性48名のうち、30名に支給記録があり、このうち29名は、厚生年金保険資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年11月6日に支給決定が行われている上、社会保険業務センターが保管する被保険者台帳には、社会保険庁から脱退手当金の裁定庁に対して、同年8月19日に脱退手当金の算定のために必要とな

る標準報酬月額等を回答したことが記録されているほか、申立人が勤務していたE社F工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人及び申立人の被保険者資格喪失日前後に資格を喪失し脱退手当金の支給記録がある女性30名には、いずれも脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印があるなど、脱退手当金に係る一連の事務処理に特段の不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月1日から42年1月1日まで

平成7年に、過去に勤務していた事業所の厚生年金保険の被保険者期間について確認するため、東京都のA社会保険事務所に行ったところ、B社に係る昭和36年8月から41年12月までの期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。

全く身に覚えの無い話なので、脱退手当金が支給されたという取扱いになっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年6月7日に支給決定が行われているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、「B社の前に勤務したC社退職の際、脱退手当金を受給した記憶があることから、B社の退職時に受給していたなら記憶しているはずである。」と主張しているが、C社退職時の脱退手当金については、計算上の誤りが無い社会保険庁の支給額と申立人が記憶している金額とは大きく異なっている。さらに、申立人は、「元同僚が『申立人の資格喪失手続等はしたとは思いますが、申立人は脱退手当金を受給していない。』と証言している。」と主張しているが、元同僚のB社における被保険者期間は、昭和35年8月1日から36年8月1日であり、申立人の同被保険者期間（昭和36年8月1日から42年1月1日）とは重複していないなど、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年から 50 年まで  
② 昭和 59 年 1 月 24 日から 60 年 3 月まで  
③ 昭和 61 年から平成元年まで  
④ 平成元年から 3 年 5 月まで  
⑤ 平成 10 年 6 月 26 日から同年 8 月 17 日まで

申立期間①については、A社（現在は、B社）にガソリンスタンドの給油係等のパート従業員として毎日8時間にわたって勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、C社に機械部品の組立てのパート従業員として毎日8時間にわたって勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③及び④については、D社（現在は、E社）のF店とG店に縫製のパート従業員として毎日8時間にわたって勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑤については、H社に洗濯物を機械にセットするパート従業員として毎日8時間にわたって勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録が無い上、申立人に当時の同僚の記憶が無く、元同僚から当時のことについて聴取することができなかったことから、申立人のA社における勤務実態及び勤務期間については不明である。

また、申立人は、A社にパート従業員として勤務していたと主張してい

るところ、同事業所の事業主は、「当時、パート従業員については厚生年金保険に加入させていなかった。」と説明している上、社会保険事務所の保管する同事業所における厚生年金保険被保険者原票では、申立期間①及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

さらに、申立人の夫が組合員となっている I 組合の記録により、申立人は、申立期間①を含む昭和 43 年 4 月 6 日から平成 3 年 5 月 27 日まで夫の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、A 社は、「当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）の所在は不明である。」と説明している上、このほか、申立期間①について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、C 社から提出された労働者名簿及び賃金計算書により、同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該賃金計算書により、申立期間②について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

3 申立期間③及び④については、D 社から提出された人事記録により、同事業所にパート従業員として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が自分と同じパート従業員であったと証言している複数の元同僚は、D 社において厚生年金保険の被保険者とはなっていない上、社会保険庁の記録により、申立人は、第 3 号被保険者制度が創設された昭和 61 年 4 月 1 日から平成 3 年 5 月 27 日まで第 3 号被保険者となっていることが確認でき、当時は自ら届出を行う取扱いであったことから、申立人は、申立期間③及び④において夫の被扶養者であったことを認識していたものと考えられる。

また、D 社は、「当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）については、10 年の保存期間を過ぎているので既に廃棄処分している。」と説明している上、このほか、申立期間③及び④について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

4 申立期間⑤については、雇用保険の加入記録が無い上、申立人に当時の同僚の記憶が無く、元同僚から当時のことについて聴取することができなかったことから、申立人の H 社における勤務実態及び勤務期間については不明である。

また、申立人は、H 社にパート従業員として勤務していたと主張しているところ、同事業所の事業主は、「当時、パート従業員については厚生年金保険に加入させていなかった。」と説明している上、同事業所の顧問社会保険労務士は、「厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の得喪記録は、

昭和 62 年から保管しているが、申立人に係る記録は存在しない。」と回答している。

さらに、H社は、「当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄処分している。」と説明している上、このほか、申立期間⑤について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。